

令和2年度(2020年度)市議会11月緊急議会説明資料

条例案 2件

1. 特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正（令和2年12月1日施行）

国家公務員の例に準じて、市長、副市長、教育長、公営企業管理者、常勤の監査委員、病院事業管理者及び市議会議員の期末手当の支給割合を改める。

内 容

- ・ 期末手当の支給割合を0.05か月分引き下げ

(令和2年度 期末手当支給率) (単位 月)

区分	現 行	改定後	差 引
6月	1.70	1.70	—
12月	1.70	1.65	▲0.05
合計	3.40	3.35	▲0.05

2. 職員の給与に関する条例の一部改正（令和2年12月1日施行）

国家公務員等の例に準じて、一般職の職員の期末手当の支給割合を改める。

内 容

- ・ 期末手当の支給割合を0.05か月分引き下げ

(令和2年度 期末手当支給率) (単位 月)

区分	現 行	改定後	差 引
6月	1.30	1.30	—
12月	1.30	1.25	▲0.05
合計	2.60	2.55	▲0.05